～公平な税負担を確保するために～ 滞納整理を強化しています

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。税金は、皆さんの生活に欠かすことのできない行政サービスを推進するための大切な財源です。

税金は納期限内に納めていただくことが原則です。本市では大多数の方が早期に納付しています（令和7年度現年課税分納税率99.27パーセント）。納期限内に納付しないで滞納になると、「うっかり」の悪意のない納め忘れの場合でも、法律に基づき差押えという滞納処分を受けることがあります。

督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、
「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と法律で規定されています。

滞納処分の流れ

◎督促状・催告書の発送

↓ 納期限までに納付がない場合に発送

◎財産調査

↓ 納期限までに納付がない場合には、金融機関、勤務先、生命保険会社、取引先、日本年金機構などに財産調査を実施

◎差押え

↓ 財産の差押え

◎取り立て・公売

差し押さえた財産の強制的な取り立てや公売をして金銭に換え、滞納している税金に充当

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。

市役所の開庁時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日・夜間窓口

●休日：毎週日曜日午前8時30分～正午
※年末年始を除く

●夜間：毎週火曜日午後5時15分～7時
※祝日および年末年始を除く

●場所：収納課（11番窓口）

口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。

安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。

※収納課での申し込み手続きは、キャッシュカードでも可能です。

コンビニ・スマホ決済アプリで納付できます

市税はコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。

なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いが出来ない場合があります。ご注意ください。

電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に「行田市納税コールセンター」から、電話での納付確認と納付の呼び掛けを行っています。

SMSによる市税納付のお知らせ

市税の未納がある方に、携帯電話やスマートフォンのSMS（ショートメッセージサービス）によるお知らせを行っています。受信した方はメッセージに記載している連絡先にご連絡ください。

なお、メッセージの送信元表示名は次のとおりです。

NTT docomo：0485561111
KDDI au：0485561111
SoftBank：243056
Rakuten：0485561111

LINEを活用して納め忘れを予防しましょう

市税などの納期限のお知らせ受信設定はこちら

期限内の市税などの納付書の再発行依頼はこちら（令和8年度分のみ）

市税などの口座振替依頼書郵送依頼はこちら

▶問い合わせ　収納課収納担当（内線236・237）

固定資産税に関する土地の実地調査を行っています

市では現在、地方税法に規定されている実地調査を行っています。市内の土地の利用状況について、「固定資産評価補助員証」を携帯した職員が2人1組で調査しています。ご理解とご協力をお願いします。

なお、土地の利用状況を変更した場合は、税務課までご連絡ください。その後、職員が実地調査を行います。

▶変更例
- 農地から駐車場や資材置場などに変えたとき
- 土地に太陽光発電設備を設置したとき
- 建物を壊して更地にしたとき

▶問い合わせ　税務課資産税担当（内線233）

令和8年分青色決算等説明会を開催します

青色決算書などの作成方法や作成に当たっての注意点について、説明会を開催します。

営業・不動産所得を有する方
▶日時　12月9日㈬午前10時～正午
▶場所　行田税務署1階会議室

農業所得を有する方
▶日時　12月3日㈭午後2時～4時
▶場所　ほくさい農業協同組合本店3階大会議室（羽生市東7―15―3）

いずれも
▶その他　要申し込み。白色申告の方も出席可
▶申し込み・問い合わせ
行田税務署個人課税第一部門☎556―2123

納期のお知らせ（11月分）

納付書や口座振替で納めていただく方（普通徴収）

固定資産税・都市計画税・・・・・・・・・・・・・・4期
国民健康保険税・・・・・・・・・・・・・・・・・・5期
介護保険料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5期
後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・・・・・5期

納期限　11月30日㈪

- 市税などの納付には、「安心！確実！便利！」な口座振替をご利用ください。
- 納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ　収納課収納担当（内線236・237）

11月は標準営業約款普及登録促進月間です

標準営業約款制度（Sマーク）は、消費者（利用者）が利用する際の安心・安全の目印です。Sマークは、厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店で掲げられています。万一の事故には補償も受けられます。お店選びの目安にご活用ください。

▶問い合わせ　（公財）埼玉県生活衛生営業指導センター
☎048―863―1873

厚生労働大臣認可

事業を営んでいる方へ 償却資産の申告が必要です

令和9年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に、市への償却資産の申告が必要です。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方（テナント）は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。

資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などにより資産がなくなった方も申告してください。受付期間の後半は窓口が混雑しますので、早めの申告にご協力ください。

▶申告が必要な方
法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方

▶申告の対象になるもの
事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上、1品当たりの取得価額が原則10万円以上のもの

【償却資産の申告対象になるものの例】
アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、乾燥機、受変電設備、動力運搬機、太陽光発電設備、先端設備等導入計画の認定を受けているものなど
（詳しくは市ホームページをご確認ください）。
※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりません。

▶申告書受付期間
令和9年1月4日㈪～2月1日㈪

▶その他
令和8年度分の申告をしている方には、12月に案内を送ります。新規に事業を開始した方は、税務課に連絡するか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。

▶申告先・問い合わせ
税務課資産税担当（内線233・234）

市ホームページ

人事異動（課長級以上の職員）

●異動　令和8年10月1日付

【課長・副参事】
▶環境経済部環境課長兼粗大ごみ処理場長　横山敦亮（環境経済部商工観光課長）
▶環境経済部商工観光課長　蓮見宗徳（総務部収納課長）
▶総務部収納課長　田中義久（環境経済部環境課長兼粗大ごみ処理場長）
▶都市整備部副参事（企業誘致担当兼空き家等対策担当）兼総合政策部副参事兼環境経済部副参事　中島延雄（都市整備部副参事兼総合政策部副参事兼環境経済部副参事）

▶問い合わせ　人事課人事給与担当（内線208）